

議第22号「栃木県プラスチック資源循環推進条例」反対討論

日本共産党栃木県議団 野村せつ子

日本共産党栃木県議団の野村せつ子です。議第22号「栃木県プラスチック資源循環推進条例」に反対する立場から討論します。

本県が全国の海なし県に先駆けて「プラごみゼロ宣言」を行ったことが注目されており、プラスチックの資源循環に特化した条例制定を否定するものではありません。前文には、資源の大量消費が気候変動などを地球規模で引き起こしていること、とりわけマイクロプラスチックなどの海洋ごみが生態系に大きな影響を与えるリスクが懸念されるとして「早急かつ実効性ある対策が求められる」と記述されています。その通りだと思います。

ただし、この条例は、罰則や規制、予算などを伴わない理念条例であることに加え、次のような問題点があることから、実効性に期待を寄せることには難があります。

第一に、3Rのリデュース＝減らす、という立場が不明確なことです。世界有数のプラごみ排出国となっている日本で、「早急かつ実効性ある対策」というなら、EU各国でとりまれているように、消費の削減や販売の規制、拡大生産者責任を明確にする必要があると考えます。プラスチックの生産量や消費量を増やしたままでリサイクルを進めても、プラごみを減らす効果は期待できないからです。まして、本県は、プラスチック製品の各種製造品目の出荷額が経産省の2016年度統計で全国1位、2位を占め、プラスチック製品製造トップシェアを誇っています。製造に関する事業者責任を位置付けてこそ、新たな条例を制定する意味があると思われませんが、産業界への配慮が目立つと言わざるを得ません。

この条例では、抑制という表現が多用されており、第三章の基本的施策、第8条「廃プラスチック類等の発生の抑制」では、県は抑制のための情報提供や知識の普及、その他の必要な措置を講じるとされているだけです。これでは具体策を要綱等を定めたとしても、きわめて限定的なものにならざるを得ないと考えます。

第二に、リサイクルの中身の問題です。環境省の2013年資料によると、プラごみを焼却した熱を工場などで活用したり、発電などに利用するサーマルリサイクル＝熱回収の割合は、プラごみリサイクルの57%を占めます。そしてこれを含むプラごみの焼却処理は、総排出量約9百万トンの約7割にも達します。大量にCO2を排出し、地球温暖化防止に逆行する焼却処分や熱回収は、規制もしくは抑制することを明記する必要があると考えます。

しかし第9条「廃プラスチックの循環的な利用の促進」においては、そうした観点は見当たりませんし、第10条「廃プラスチック類等の適正な処分」においても明記されてはいません。また本県の廃棄物処理計画には、再生利用のなかに熱回収がはっきり明記されているため、「循環的な利用」とは熱回収を含むものであると読むのが自然です。

世界的には熱回収はリサイクルとは認められていないと聞きますが、国が2019年5月に策定した「プラスチック資源循環戦略」は熱回収を容認するものとなっており、日本の対策は世界の流れから取り残されています。国の政策が不十分だからこそ、地方が一步先を行く、そのような意気込みが感じられる条例にする必要があったのではないのでしょうか。

議員各位の賛同を求め、以上で議題22号への反対討論といたします。

